

第 10 期中野区健康福祉審議会 障害部会（第 3 回）

開催日 令和 5 年 7 月 24 日（月）午後 7：00～8：52

開催場所 中野区役所 第 8 会議室（7 階）

出席者

1. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、中村 敏彦、松田 和也、上西 陽子、
北垣 倫子、波多江 貴代美、田村 三太

欠席者 鈴木 舞花

2. 事務局

健康福祉部 障害福祉課長 辻本 将紀

健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔

【議 事】

○小澤部会長

出席予定の委員の方が揃われたということでございますので、第 3 回の障害部会を開会したいと思います。

最初に、欠席委員の確認、資料の確認でございます。では、事務局よろしく願います。

○辻本障害福祉課長

本日は、お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。障害福祉課長の辻本よりご案内させていただきます。

本日の会議でございますが、委員 9 名のうち半数以上の委員の皆様の出席が得られておりますので、会議は成立しております。鈴木委員から欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に郵送させていただきました資料につきましては、本日、次第の裏面に一式を記載してございますので、ご確認をいただければと思います。また、ご郵送した資料以外で本日お持ちいただくようお願いしておりました資料でございますけれども、中野区障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画、また、「第 2 回障害部会資料」のうち資料 3、資料 4－1 から 4、資料 5－1 から 3、以上でございます。不足していらっしゃる委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

以上でございます。

○小澤部会長

そうしましたら、ただいま資料の確認ということでございますが、大丈夫でしょうか。特にお持ちいただきたい資料を忘れることが、私も含め多々ありますので、そういう場合は遠慮せずに事務局のほうに申し出てください。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の次第に沿って進めていきたいと思っております。

議題になります。3 番の議題でございます。「中野区障害者計画における障害者施策の課題と主な取組（その 1）」ということで、本日は 3 点ほど審議をすべき議題が上がっております。

その前に、事務局の方で審議に入る前の全体の説明というのがございますので、よろしく願います。

○辻本障害福祉課長

それでは、資料の説明ということで、資料４－１「中野区障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ」という資料をご覧いただきたいと存じます。

こちらは、中野区における各計画の関連等を図に示したものでございます。区の行政運営につきましては、一番上のところに記載がございますが、中野区基本構想により全体の方向性を定めまして、その上で、中野区基本計画に実際の取組を具体的に記載しているところでございます。また、この基本計画に基づきまして、それぞれの事業分野ごとに計画を立てるといったピラミッド型の構造になっているということで、この図は、障害福祉の分野に絞って記載をさせていただいたものでございます。また、右側に矢印のついた吹き出しを記載しているところでございますが、中野区の中の流れと障害福祉に関する国や都の計画との関連を示しているところでございます。障害者基本法に基づき国が障害者基本計画を策定する。この中で示された基本理念や基本的方向を踏まえまして中野区障害者計画を策定しているところでございます。

次に、資料４－２ということで、第４次障害者基本計画の概要版を添付させていただきました。こちらが現行の計画を策定するときに参考としたところでございます。

次に、資料４－３でございますが、第５次障害者基本計画の概要版です。こちらにつきましては、国が令和５年度から５年間の計画を示したものであるということで、次期中野区障害者計画を策定するときに、これを踏まえて計画をつくるということになるものでございます。障害福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、障害児福祉計画は児童福祉法に基づき、国、都道府県においても計画を策定するものでございます。中野区の策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国や都の計画に連動した内容となっており、区の障害者計画双方に合致するものとなるように計画を策定していくということになります。

説明は以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

議題に入る前に、そもそも全体の計画の関係というのでしょうか、全体像をもう一度把握した上で議論をしていただくという趣旨で、示していただいたということです。障害の領域はやはり複雑だと改めて見て思うのは、法律が３つありまして、障害者基本法と障害者総合支援法と児童福祉法といいまして、基本的には「障害」というキーワードで共通している話ですが、バックグラウンドになっている法律はそれぞれ違うと。こういうあたりがやはり、今、中野区で同時並行的に介護保険の事業計画等いろいろ検討していますけれど、それとはかなり様相が違うということを念頭に置いた上で審議に進めていきたいと思っております。

これに関してはよろしいでしょうか。基本的な背景という説明でございますので、もしご不明点や、もう少し詳しい話を知りたい場合は、会議後でも直接事務局にお問合せさせていただきますと、いろいろと説明いただけるのではないかと思います。よろしく願います。

そうしましたら、今日の本題は３点ほどございまして、それぞれ結構な審議題になっております。大体説明１０分で審議２０分というふうに考えておりますので、１つの審議題に関しましては３０分程度で進めさせていただきたいと思っておりますので、今日、意見が尽きない場合はまた事務局のほうにご意見、ご質問等を出していただくという扱

いをさせていただきたいと思います。

そうしましたら、まず1番、「障害者の権利擁護について」ということでございます。事務局の方説明よろしく申し上げます。

○辻本障害福祉課長

それでは、議題1「障害者の権利擁護」につきまして、ご説明をさせていただきます。

現行の中野区障害者計画におきましては、障害者の権利擁護をはじめ5つの課題を掲げているところでございますが、本日はこのうち3点につきましてご審議をお願いしたいと存じます。また、中野区障害者計画の項目に沿って審議をいただくということでございますけれども、障害福祉計画や障害児福祉計画に関わる内容となつてございますので、関連するご意見につきましては、特に分けることなく、本日この場においてもいただければ幸いと存じております。

それでは、資料1の「中野区における障害者の権利擁護の取組」をご覧くださいと存じます。

初めに、1「社会背景」でございます。今期の権利擁護に関連する社会の動き等を記載しているところでございます。お読み取りをいただければと存じます。

また、2では、「障害者基本計画等」ということでございまして、第5次障害者基本計画で取り上げた国の視点等を抜粋させていただきました。次のページにわたりまして、る記載をしてございますが、お読み取りをいただければと存じます。

続きまして、3ページでございます。

3の「障害者差別解消の取組について」ということでございます。

中野区におきましては、(1)に図示をさせていただいたとおり、障害者差別解消に関する取組といたしまして、相談体制等を構築しているところでございます。この中で、相談が解決に至らないといったことがございます場合は、速やかに解消に向けた検証等を実施するとともに障害者差別解消審議会に情報提供いたしまして、中野区や教育委員会へ審議結果を踏まえた意見または提案をすることとしてございます。なお、障害者差別解消審議会の説明につきましては、4ページの(3)に記載してございます。お読み取りをいただければと存じます。

その下の(4)は、「障害者差別解消支援地域協議会」でございます。

この協議会でございますけれども、中野区障害者自立支援協議会の専門部会として障害者差別解消部会を設置してございます。この部会を障害者差別解消支援地域協議会と位置づけまして、理解啓発活動や民間事業者との意見交換会などを行っているところでございます。

次に(5)の「理解啓発事業」から5ページの(7)「職員研修」までの各項目につきましては、関連する区の取組を記載している内容でございますので、後ほどお読み取りをいただければと存じます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

4「中野区における障害者虐待防止の取組」でございます。

初めに、(1)「障害者虐待の状況」につきましては、中野区障害者虐待防止センターにおいて対応した実績を表に取りまとめたものでございます。ご覧いただきますと、養護者によります虐待が一番多いということ、また、内容につきましては、身体的虐待、心理的虐待が多いといった状況が見てとれるところでございます。

次に、下の(2)でございますが、中野区における障害者虐待防止対策についてでございます。

①相談体制の構築から、次の7ページでございますが、②啓発事業、③障害者虐待への対応ということで、一時保護などに取り組んでいるところでございます。

次に（３）は、「障害者虐待防止に向けた課題」ということで、現在も取り組んでいる部分と重なるところはございますけれども、やはり虐待を起こさない環境づくりが大切であると考えてございます。そういう意味で、理解促進の強化、さらには施設従事者の方の専門性と質の確保につながる人材育成研修の実施などを充実させる必要があると考えているところでございます。

続きまして８ページをお開きいただきたいと存じます。

５の「成年後見制度の取組」でございます。成年後見制度の区長申立て件数につきましては、（１）の表のとおりということで、知的障害者はおおむね同数程度、また精神障害者の方につきましては増加傾向ということで推移をしているところでございます。知的障害者の場合につきましては、親亡き後対策の一環にもなると思われますが、親の方が元気なうちに本人の意思決定や財産管理を後見人等に引き継げる環境をつくっておけるよう、支援が必要と考えているところでございます。また、精神障害者の方の申立ては、支援機関からの申立てが増加の背景にあると考えてございますが、支援者がいない場合、制度利用に結びつけることが困難という側面もあると考えてございます。

次に（２）でございますが、費用負担の助成制度ということでございます。

その下、（３）は、「成年後見制度の利用支援等」ということでございますが、今後とも引き続き活用の利点や、どのような制度なのかなど、広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要と考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

ただいま審議の１番目が、障害者の権利擁護というテーマで、これも非常に大きなテーマでございまして、資料に関しましては資料１に沿って説明をいただきました。あと２０分ぐらいの時間をとって、非常に幅広いですので、いろいろな角度でご意見、ご質問いただければいいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いかがでしょう。どうぞ松田委員。

○松田委員

質問というか要望なのですけれど、一番最後に見た成年後見制度のことについてです。

今ご説明あったように、成年後見制度の利用が少し増えているということと、区としても、この成年後見制度の利用促進を進めているのだと思っております。でも、私たち成年後見制度をお願いする側の立場から言わせると、成年後見人の障害者の理解というのはそれほど進んではいないのではないかなと思っております。１つの例を言いますと、私たちは精神障害の方を対象としておりますけれども、いろいろな地域での課題、その方がいろいろなことで問題を起こすと、その解決方法として精神病院に入院をさせるという方法がよく提案されたり、また実行されたりします。例えば医療保護を使うとか、そういったことも可能性としてはできる状態にありますので、中野区として利用を進めるのと同時に、成年後見人に対して障害の理解促進というのも改めて進めていけるような、例えば指標をつくるとか、そういったことをお願いできないでしょうか。

○小澤部会長

これに関しましては、どうでしょう、事務局、何かご意見ありますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

現行計画におきましても、成年後見制度の利用促進は非常に大きな柱と位置づけてございまして、こちらはご案内のとおり高齢者の方の成年後見ということも併せて区としては取り組んでいるところでございます。そういった意味では、大きな柱として取り上げるとともに、今、指標を作ってはどうかというようなご指摘があったと思うのですけれども、そういったことも含めて、どのように明確にしていけるか検討していきたいなと思っております。また、啓発についても、これは大事なことです、計画的に取り組んでいきたいと思っております。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

なかなかこれは難しい問題で、権利条約の話を出してしまうとなにですが、もともと代行決定が前提とされているので使い勝手が悪いというのはあるのですよね。本当は、それ以外にも、社協がやっているような地域権利擁護事業、いろいろなバリエーションの中でこういうのが位置づいていくという流れが必要かと思っておりますので、成年後見制度だけ取り出されると、通常、やはり普通の区民にとっては非常にハードルが高い感じがするのですよね、いろいろな意味で。というのがこの問題の背景に潜んでいる大きな課題かなと思った次第でございます。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

今もありました成年後見人のことなのですが、私も小澤先生のおっしゃるとおりで、なかなかハードルが高いかなと思っているのですが、現状どんなふうに啓発をされていたのかなというのが1点。

もう1点が、3の「障害者差別解消の取組について」の(1)の相談体制のところ、実際に1次窓口、2次窓口まで行っているケースがどのくらいあって、どのような案件があるのか、もし情報としてありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小澤部会長

事務局いかがでしょうか。

○辻本障害福祉課長

まず1点目ですが、先ほど、高齢者の方の成年後見も併せて取り組んでいるということで、合同でセミナーを開催して周知・啓発に努めたり、また、例えば地域生活支援センターであるせせらぎで講演会を実施したり、様々な機会を捉えて周知に努めているところでございます。

また、相談の件数については、少しお時間いただきたいと思います。

○小澤部会長

2点目は、差別解消の話です。3番の差別解消の取組についての内容はどうかということでございますね。

○伊藤委員

1次窓口と2次窓口まで行っているのがどのくらいあるか。

○辻本障害福祉課長

昨年度の件数ということで、1次窓口というのは各所管で受ける内容なのですから、15件ほどあったということでした。また、2次窓口ということで、なかなか解決に至らないケースということで、これまで1件ほどあったということです。1件というのは、制度が発足して以来1件です。今のところそういった状況でございます。

○小澤部会長

個人的な話を申し上げますと、私は、この障害者差別解消審議会にも関わっていたのですが、本当に今ご説明いただいたように、かなり絞り込まれた案件が上がってくるということですね。

もう1点、今の件で、私のほうで追加してよろしいですか。

東京都の窓口との関係はどうなっているのか知りたいのです。東京都は条例でやっていますよね。私、東京都の差別解消審議会の委員長なので、中野区に話が行っている場合と東京都に行っている場合とあるのではないかと知りたくて。あんまりそういう情報は入ってこないですか。

○辻本障害福祉課長

これまでの複雑なケースで都にいろいろ相談をするという場合は、想定はされるのですが、今のところ、そういうことはなかったということです。また、都から何か指示とか、そういうことももちろんなかったということでございます。

○小澤部会長

私が知りたかったのは、1次窓口の段階で、東京都は東京都で窓口があるのですよね。1次窓口で東京都は東京都の条例に基づいて、中野区のほうに持っていかないで東京都に持っていっていったものがあるのかということが分かればと思いました。

要するに、東京都の条例のほうの立場で言うと、市区町村との関係がよく分からない。なので、そのあたりが、どう連携していいのかもよく分からないというのが実態なので、これは、あくまで今日、どうのこうのではなくて、何か中野区と東京都の連携があればありがたいという思いで意見として出しました。

○辻本障害福祉課長

何か大きな問題でほかの区にも共通するようなことがあって都から照会があるといったことは、想定されるのですが、今のところはないということでございます。

また、区民の方が直接都に相談する場合ももちろん想定されると思うのですが、今のところ何か顕在化したような事例はないということでございます。

○小澤部会長

私のほうの非常に強い関心で追加質問してしまいました。これは今日、どうのこうのではないですので、いろいろと情報提供していただいたら大変ありがたいと思います。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、今、権利擁護絡みの話で幾つか、それぞれかなり幅広い中身にわたっていますので、今日の質問も幅広くなるかと思いますが、ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○伊藤委員

障害者差別解消の取組についての、先ほどと同じ(1)「中野区における障害者差別

の相談体制」のところで、この図にあるような形で、機能的にはいかがなののでしょうか。機能としては何か滞ったりとか、連携がうまくいかなかったりとか、改善すべきといったようなことは今のところあるのでしょうか。それとも、これでうまくいっているということなののでしょうか。結構、幅広くとっているのかなと思ったものですから。情報提供をして、中野区の教育委員会までみたいなのは、この辺は、このようにうまく機能されているのだと思うのですが、何か問題点というのは今のところあるのでしょうか。

○辻本障害福祉課長

そういう意味では、今のところ幸いないということなのですが、例えば、1次窓口で改善するような内容が仮にあった場合におきましては、障害者差別解消審議会におきましていろいろご意見を出していただいています。それは各所管にフィードバックする形で対応してございまして、また、そのフィードバックの中身につきましては、好事例を含めてフィードバックするようにしております。そういう意味では、今のところうまく回っているのかなと思っております。仮に、かなり難しいケースで、なかなか利益が相反するようなことで迷うことがあります、この⑤に黄色で書いてございます、これは区の組織の中の検証会議ということで、そこでも議論をするような仕組みになっておりまして、今のところ、こういったところで扱われるような事例は1件ということでございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

今のところないということございまして、案件が今後、若干増え始めると、少し組織として難しいところも出てくるかなという心配は確かにあります。それぞれやはり時間もかかるし、職員の方の負担も大きいし、いろいろな意味で大変だろうと推測しますので、その意味では、いろいろな角度でこの仕組みを強化したり、整備していく必要があるのかなということと、もう1つ言うと、同じこの3ページのところに重要な話が書かれているのですが、国の法律が改正されておりまして、来年4月というふうに言われています。来年の4月に、合理的配慮は官民間問わず法的義務になる。

ただ、ここにあるとおりでして、東京都はもう既に先にやっております、そのときもやはり民間の事業者さんからはいろいろご意見はいただいております、その意味では、東京のほうはもう条例で変更していますから、その影響が急に大きく出ることはないだろうとは思っていますけれど、いろいろな形で、これまで以上に案件が増えるのではないかという気はしています。ぜひ、区のほうも、1つ1つの案件に結構時間がかかったり、大変なことが多いですので、ぜひ今のご意見に沿って、ある程度の仕組みをちゃんとつくっていく必要があるかなと思っている次第ですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、権利擁護について、ほかによろしいでしょうか。後でまたいろいろご意見があれば、またこの会議でも全体をまとめた審議時間がとれば、後で出していただければ結構です。

そうしましたら、1番目の権利擁護の取組ということに関しましては、非常に幅広いテーマで、中を見ていくと法律も結構違う法律が多岐にわたっておりますので、その意味では全体を通してというのは難しいかもしれませんが、また後でいろいろとお気づきの点があれば出していただけたらと思います。

そうしましたら、引き続きまして2番目の議題になります。「障害児支援の提供体制の整備について」ということございまして。こちら先ほどと同様に事務局説明を10分程度いただいた後に審議の時間を20分程度とりたいと思っております。よろしくお願いします。

○大場障害福祉サービス担当課長

障害福祉サービス担当課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

資料の2をご覧ください。「障害児支援の提供体制の整備について」でございます。

前回、第2回の障害部会におきまして、中野区における障害児支援の現状と課題についてご報告、ご審議をいただいておりますが、今回、それらを踏まえまして、次期計画に盛り込む施策及び重点課題を挙げていますので、ご審議していただければと思います。

まず1番「国等の動向について」、法制度上の動きとして3点書いてございます。

障害や発達に課題のある子どもへの支援に係る、令和3年度以降の国の動向としましては、障害福祉サービス等の報酬改定や、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、いわゆる医療的ケア児支援法の制定がありました。また、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正等もございました。こちらにつきましては、同時に民法のほうも改正されまして、子どもへの懲戒権が削除されたというところで、この基準においても懲戒権に関する条項が削除されました。

障害や発達に課題のある子どもへの支援だけでなく、子ども政策全般に関わることとしましては、令和6年6月に制定されました「こども基本法」と、それに伴ったこども家庭庁の設置というところを記載しております。

また、「障害者基本計画（第5次）及び障害児福祉計画策定の基本方針について」でございますが、こちらにつきましては、障害者権利条約と、国連の障害者権利委員会の総括所見における勧告等を踏まえまして、令和5年3月に国の障害者基本計画（第5次）が策定されております。そこでは、障害児の発達段階に応じた適切な支援や医療的ケア児等への包括支援のための連携促進など、様々な視点からの政策が盛り込まれております。

また、いわゆる「基本方針」についてでございますが、区市町村が目標に掲げるべき障害児支援の提供体制の整備等として、2ページのほうに、①から③に記載しております。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保。

③医療的ケア児等支援ための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置が挙げられております。

これらを踏まえまして、中野区における障害児支援の提供体制の整備といたしまして、こちらに書いてございます以下の3点の施策を柱として、次期計画に盛り込むべき事項を検討しております。

続きまして、こちらの施策に関する重点課題というのを挙げておりますので、そちらのほうもご説明させていただきたいと思います。

3ページをご覧ください。

まず、施策1でございますが、「障害や発達の課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進」について、3点、重点課題を挙げさせていただいております。

まず（1）としまして、「中野区版児童発達支援センター機能の充実」でございます。

子どもの発達の課題に早期に気づいて、健やかに子どもが成長するためには、まず身近な地域で十分な相談支援体制が整っていることが必要でございます。区のほうでは、すこやか福祉センター及び区立療育センター（アポロ園、ゆめなりあ）がございます。そちらと、障害児相談支援事業所が連携することで児童発達支援センターの機能を担わせ、障害や発達に課題のある子どもの相談支援を行っております。

しかし、障害児通所支援事業所でもある療育センター（アポロ園、ゆめなりあ）で、療育の必要性の判定に係る相談、療育相談を行っていることから、保護者にとっては施設の利用相談と療育相談との違いが分かりにくくなっているという現状がございます。

次期計画期間におきましては、療育相談の充実のため、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの設置の検討を行いたいと考えております。

（２）「保育所等訪問支援の拡充」でございます。

障害の有無に関わらず、子どもが地域で生活するためには、就学期以降も含め、集団生活への適応のための支援を行うことが必要となっております。区では、現在、療育センターが子どもの発達支援の専門機関として保育所や幼稚園等への保育所等訪問支援を実施し、対象となる子どもへの支援の充実を図っているところでございます。しかし、対象は未就学児に限られております。次期計画期間におきましては、現在実施している区立療育センターにおける保育所等訪問支援をさらに充実するために、未就学児だけでなく、就学児に対してもサービス提供ができるよう準備を進めているところでございます。

この下が（２）になっていますが、正しくは（３）になります。「保護者・家族への支援について」でございます。

障害や発達の課題のある子どもの保護者や家族に対しては、地域で孤立することなく、日頃から身近に安心できる相談のできる場所であったり、様々な情報を得る機会を確保する必要があります。中野区では、ペアレントメンター養成事業におきまして、相談会や講座、シンポジウムを実施しておりますが、次期計画期間におきましても、このペアレントメンター活動の促進のための取組の継続、充実を図っていきます。

さらに、保護者のレスパイトや病気等により子どもの介護に欠ける状況になった場合に、安心して子どもを預けられる場所の確保に努めていきます。

４ページをご覧ください。

施策２「障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等」につきましても、こちらにつきましても３点、重点課題を挙げております。

まず（１）、「障害児通所支援事業所の確保と質の向上」でございます。

中野区では、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は増加傾向にあるものの、まだ充足しているとは言えず、さらなる事業所の誘導が必要でございます。その一方で、各事業所における支援の質の向上を図るための取組も欠かせません。区におきましては、各事業所に対して実地指導や集団指導のほか、事業所向け研修会の開催や福祉サービス第三者評価の受審費補助などの取組を行っているところでございます。

次期計画期間におきましても、区内事業所の誘導を進めるほか、事業所への実地指導や研修会の実施、福祉サービス第三者評価受審促進の取組を継続いたします。

（２）、「重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保」でございます。

区では、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が２か所開設しております。子ども発達支援センターたんぽぽと民間のおでんくらぶでございます。しかし、ほかの事業所では、重症心身障害児等の受入れは極めて困難な状況となっております。令和３年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、医療的ケア児への支援が基本報酬で評価される仕組みとなり、医療連携体制加算が創設されるなど、受入れが進むよう国の制度改正は進んでおりますが、受入れ困難な状況はまだ続いたままでございます。

次期計画期間におきましては、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の拡充に取り組んでいきます。

（３）、「障害児相談支援事業所の整備と体制構築」でございます。

中野区では、障害児通所支援の支給決定に必要な障害児支援利用計画案を保護者によ

るセルフプランとして作成する割合がおよそ3割となっている状況でございます。適切なアセスメントのもと計画作成を行うためには、事業所の相談支援専門員による広い視野での課題分析も必要になってきます。中野区では、令和元年度に障害児相談支援事業者に対し、障害児支援利用計画の作成件数に応じた補助を創設し、段階的に対象要件を緩和することで、事業者による計画作成の促進を図っているところでございます。次期計画におきましても、引き続き事業者支援を行うほか、障害児相談支援事業所の新規開設の誘導を図ってまいります。

最後になりますが、施策の3として「医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備」で、重点課題を2点挙げさせていただいております。

まず(1)「医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置」でございます。

区では、令和5年度から医療的ケア児の協議の場を開始いたしますが、医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、東京都の研修修了者を対象とした連携の場は確保しているものの、区におきましては、研修修了者に対してコーディネーターとしての明確な位置づけをすることにまだ至っておりません。

次期計画におきましては、中野区における医療的ケア児等コーディネーターの位置づけ及び配置を明確化するとともに、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組んでまいります。

(2)「医療的ケア児及びその家族からの相談体制の整備」でございます。

区では、区内4か所のすこやか福祉センターに子どもの発達に係る最初の相談窓口が設置されております。すこやか福祉センターと区立療育センター、障害児相談支援事業所が連携する仕組みにより相談支援体制を構築しております。しかし、医療的ケア児等に対する支援のように特に専門的な知識が必要となる相談支援におきましては、窓口を一元化するのが望ましいという考え方もございまして、他区においてもそのような取組を行っている自治体がございます。また、医療的ケア児につきましては、病院のNICUで治療を受けてから病院を退院して地域での生活を始めるに当たって、病院の医療ソーシャルワーカーが自治体に相談するケースが多くございます。この場合、区として、誰にとっても分かりやすい窓口を設けることが必要と考えられます。次期計画におきましては、区における医療的ケア児等支援に係る相談窓口の検討を進めてまいります。

報告は以上になります。

○小澤部会長

ありがとうございました。

2番目の審議の議題は「障害児支援の提供体制」ということでございまして、これに関しましても非常に幅広い中身が入っておりますので、いろいろな角度からご意見、ご質問いただき、まだ後でご質問、ご意見があるときは事務局に出していただくという扱いをさせていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。どうぞ上西委員。

○上西委員

単純な質問なのですが、3ページの「保育所等訪問支援の拡充」のところでした、下のほうの、このため、次期計画期間においては療育センターにおける保育の支援をさらに充実させる。「未就学児だけでなく、就学児に対しても」というのは、就学ということは、学校へ行ってもさらにということでしょうか。具体的にはどのような形を想定されているのでしょうか。

○小澤部会長

ご質問ですね。よろしくお願ひいたします。

○大場障害福祉サービス担当課長

こちらに記載のとおり、中野区では今、保育所等訪問支援を未就学児、いわゆる小学校に上がる前までの段階というところで実施しております。ただ、この保育所等訪問支援事業自体につきましては、18歳まで、小学校に上がってからも対応するという事業になっております。今後、小学校に上がってからも支援が受けられる体制というのを、療育センターであったり、民間の活用というところも含めて考えていくことが必要だと考えてございます。

○上西委員

発達障害の方たちが増えて、普通級に入られてなかなか支援が受けられない方がいらっしゃるということで広まっているのかもしれないなと思いながら今、お話を伺っていました。以前のように、ほとんどが特別支援学校とか学級に結びつく場合は、本当にその教育の場面での専門性の中で育つというところで、放課後等デイサービスとか、よくお1人お1人を見ていて、福祉の部分と教育の部分と本当は1人の方ですので連動がもっとあっていいといひますか、もしかしたらもう連動されていて具体的な例がたくさんあるのかもしれないのですけれども、様々な例が出ているというところで、幅が広く、ずっと支援が個別に要る方に対してこれが広がっていると受け取ってもよろしいでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

まず、保育所等訪問支援で未就学児に関して言うと、親が課題を感じて、その課題を保育所と一緒に考えていくところで、子どもにとってよりよい支援ができていくという制度でございます。これは小学校に上がっても一緒に、特別支援学校であったり、普通学級に行っているお子さんでちょっと課題を感じているようであれば、連携を一緒にしていく中で、どういうふうに支援をしていったらいいのかを、学校と保育所等訪問支援の専門の職員がきちんとそこは連携していくことで、よりよい支援、親にとっても子どもにとっても学校にとってもよい支援ができるというところで考えていきたいと思っております。

○小澤部会長

よろしいですか。

ほかに。では、先に北垣委員でよろしいでしょうか。その後、伊藤委員で。

○北垣委員

ちょっといろいろあるのですが、まず施策1のところから伺っていききたいと思います。

児童発達支援センターを設置していただくというのは、本当に昔から、やはり入口が、先ほど言ひましたように、すこやか福祉センターとかもというお話ではあるのですけれども、そこからまた療育相談に分かれていくところで、そしてまた計画になっていくと、保護者の方が何度も何度も同じ話をしなければいけないということがあったり、どこに行けばいいのだろうと実際は迷われたりしているというところと、アポロ園を使うのか、ゆめなりあを使うのか、ここにも書いてあるとおりのお話があるので、本当につくっていただけるといいのではないかなというのと、児童発達支援センターの設置に何の機能を置くのかなというところをちょっと明確にしていだければと思っています。

ここにも書いてあるのですが、療育相談が療育の必要性の判定に関わる相談となっていることで、正直、障害があるのか課題があるのかという判別を、結局小さいうちからしているようにとても感じます、特に中野区は。今まででしたら、昔、区立のアポロ園とかで相談をされてきたときというのは、すこやか福祉センターも私が入った当初そうだったと思うのですが、育ちをずっと、ここに課題がありますよということの判断ではなくて、昔はすこやかでもちょっと障害があるとかちょっと課題があるお子さんのプログラムみたいなのをやっていたけれど、それはアポロ園とかそういうところできてきたからだと思うのですが、なくなってきたというところで、「包容」と書いてあるのですけれども、どちらかというところと分断していくような印象を正直言うと持っています。結局、保護者の方はもちろん不安で、課題があるのではないかとということで療育につなげていくというところもあるのですけれども、国も言っているように、発達に応じたというところの、本来、発達の幅というのはすごくある気がするのですが、多分、今、情報社会で、親御さんもすごく発達の幅を狭く見てしまっていて、最近本当に1歳半健診で多分何か言われてというところでの、計画つくってくださいというのがここに来てすごく増えている印象なのですね。育ちを地域で、もうちょっと包括的に見ていくというところが逆に、この判断をする、判定に関わる療育相談になっているので、そこで結局緩やかに育ちを見つつというものがなくなっているのではないのでしょうかと感じています。

ですので、児童発達支援センターをつくっていただくのは本当に賛成なのですけれども、そこにどういう機能を。また結局判定という形になると、課題があるのかないのかというふうになっていってしまうのだと、どうなのだろうと思っています。

2番目の保育所等訪問支援は、お話しいただいたように、小学生も、18歳まで使えるという制度ですが、現実的にはどうしてもやはり就学前の保育園、幼稚園のお子さんの利用が圧倒的です。ただ、今、区立療育センターで拡充させるというのは、正直申し上げまして、訪問頻度は年に2、3回ぐらいなのですね。国は月2回を標準期間としていますけれども、中野区の場合、療育園アポロ園、ゆめなりあともに3回ぐらいで、保護者の方も、モニタリングとかで何うと、何をそこでフィードバックされているのかがちょっと分かりにくいところもあるようです。ですので、小学生になってももちろん必要でもあるものだと思うのですが、この区立でというところではどうなのでしょうと思っています。

あと、3番目なのですが、ペアレントメンター養成事業というのが単独であるような形でここは書かれていますけれども、そうではないというところと、全体の公平的なペアレントメンター事業をするのであれば、やはり単独で切り離してきちんと設定していただかないと、メンターの養成は難しいのではないかと感じています。ですので、ここをきちんと明確化していただければと思います。

施策1に関しての質問です。

○小澤部会長

いろいろとご意見も入っていたのですが、事務局いかがでしょう。

○大場障害福祉サービス担当課長

幾つか胸に刺さるご意見等もいただいておりますけれども、まず一番最初にお話しいただいた中野区版の児童発達支援センターについてでございますが、おっしゃるとおり、本当に何の機能を持たせていくのかというところは、これから考えていかなければいけないところでございます。今、23区の中で18区がいろいろな形で児童発達支援センターを設置しています。まず区としては、その児童発達支援センターに何を機能させて

いくのかは、今、すこやか福祉センターもあるので、組織をどういうふうにしていくのかというところも含めてやはり考えていかなければいけないのかなと思っております。

それと、子どもだけの課題ということではなくて、それを判断することによって、家族に対しての影響、幅広い視点で見なければいけないのかなと感じております。家族支援、伴走的な支援というところで、どういうふうに関わっていくのかと、広い視点でその機能も含めて考えていかなければいけないところでもありますので、その前段として、機能をつくっていったって、どういうふうにしていくのかというところをまずスタートさせようというところを書いていっているところがございます。

2番の保育所等訪問支援については、現状としてはなかなか支援に行けていないという現状も私たちのほうも把握しているところではございます。子どもが大きくなったときに行けるのかという課題もあるのですけれども、まず仕組みとしてつくっていくところと、区立の療育センターが進めていくところでもありますけれども、民間の事業所とかで保育所等訪問支援をやりたいと新規開設があったときには、中野区の状況として、保育所等訪問支援は未就学児だけでないニーズもあるよというところはきちんと伝えていきながら発掘をしていく、開拓をしていくことが必要だと感じております。

最後に、ペアレントメンターですけれども、こちらもうやはり重要な課題でありまして、親による親支援をどういうふうにしていくのか。今やっている事業を切り離してやっていくというのでも1つの考え方でもありますし、この事業自体をどういうふうにしていくのか、区としてもまだいろいろ考える余地はありますので、現在もやっていただいている事業所も含めて、今後の区の方向性につきましては、きちんと調整を図ってまいりたいと思っております。

○北垣委員

1点だけ質問です。療育相談をして、実際に療育につながっているのは何%ですか。

○大場障害福祉サービス担当課長

パーセンテージは分かりません。実際相談を受けて、それがどうつながったかの率ですよね。

○北垣委員

そうですね。今後、そういうのもやはり必要かなという気がします。

○大場障害福祉サービス担当課長

そうですね。分かりました。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

そしたら伊藤委員のほうから手が上がっていましたね。では、お願いします。

○伊藤委員

3点ほどお願いしたいと思います。

1点目が、仕組みとか機能というところでは大変すばらしい構想があり、いいなと思っているのですけれども、ぜひ、仕組みや機能だけでなく具体的な設置というところで力強く進んでいくといいなと思っているのですが、こども家庭庁とか、いろいろな法的なところで、所管が変わるといろいろ変わるというところの関係というのは、中野区では今後どんなふうになるのでしょうか。具体的に設置をしていくというところだと、い

ろいろな所管に分かれていった影響というのはどんなふうになっていくのかなというところが1点。

2点目が、保育所等訪問支援の拡充というところで、私、私立幼稚園の巡回訪問に行かせていただいているのですけれども、3回ぐらいでもう手いっぱいな感じなのですが、ぜひ、区立ということだけでなく私立も含めて、中野区にあるいわゆる幼稚園、保育所などもそうですけれども、幅広く考えていったらいいかなと考えているのです。ゆめなりあさんやアポロ園さんは保護者の依頼に沿っていくという形になっているわけなのですが、園から依頼をして来ていただけるようなこともぜひ残してもらいたいというご要望を多く聞くものですから、そういったところの位置づけはどんなふうにお考えかなというのが2点目です。

3点目が、「障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等」の(1)「障害児通所支援事業所の確保と質の向上」のところで、各事業所における支援の質の向上を図るための取組も欠かせないというのは、もう本当にそのとおりだと思っているのですけれども、これは、こういった見方でこういったところをしっかりとチェックしていくのだという統一的なものを何か今、使われているのでしょうか。ということが3点目です。お願いいたします。

○大場障害福祉サービス担当課長

ありがとうございます。3点質問をいただいておりますが、まず一番最初に、こども家庭庁設置による組織の影響とか今後ということですが、令和3年度までは中野区において障害児に関する部署というのは子ども教育部の子ども特別支援課というところで行っていたところでございます。令和4年度から、障害児については障害福祉課の所管となりました。当然、部署が変わったことによって一長一短はあると感じています。今後、こども家庭庁ができたことによって区の組織が変わっていくのかというところに関しましては、まだその検討はしていない状況でありますし、新区役所に移動したときに、そこをどうしていくのかという話にもなっていくのかいかないのか。今、障害福祉課に障害児の部分が来て、2年というところでありますので、その検証が今後必要になってくるのかなと感じております。

2点目ですけれども、保育所等訪問支援が親の依頼による反面、なかなか親が理解をするのが難しいというところで、グレーゾーンのお子さんに対して、それを認めない親に対してどういうふうにアプローチをしていったらいいかというところは、この制度をつくっていくときからの課題となっております。そこをフォローするために、保育ソーシャル事業を保育園・幼稚園課のほうが行っているところではございますが、所管は違ってはいるのですけれども、その保育ソーシャル事業の対応を引き続き連携をしながら考えていきたいと思っております。保育所だけでなく幼稚園もとなったりすると、今まで以上にまた行けなくなってしまうのではないかといいところもあるのですけれども、そこについて、区としてはどう支援をしていくのか、人の体制を強化していくのかどうなのかも含めて、課題として認識をしているところでございます。

あと、最後の実地指導というところで、前回もお話しさせていただいたのですけれども、児童発達支援事業所がここ7年で倍に増えている状況であります。増えていたとしても、質の向上が問題となっていて、当然、区のほうとしても、実施指導とか、事情を聞き取ったり、場合によっては指導という形でやらせていただいているところでございます。

中身をどういう基準に沿ってやっていくのかというところでは、東京都もマニュアルがあったり、区としては、これまでの基準の中でこの部分が課題だということも蓄積し次回の指導に生かしていくという形でもやっているのです、さらにブラッシュアップ

して、よりよい指導を進めていきたいと考えております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

この子ども分野は非常にいろいろと課題が多い領域で、かつ、こども家庭庁の話で言うと、予算が分離されるということが結構大きなところでございます。ただ、区レベルでも障害児に関する予算は、国のほうでは別立ての省庁からやってくる形になりますので、そのあたりで今後、ちょっといろいろな影響が出るのかなと思っているところです。

保育所等訪問支援は本当に厄介な課題で、筋論としては18歳までOKになっているのですよね、確かに。だけど、例えばやはり学校でどういうニーズがあるのか。例えば、特支だったら、もうほとんど我々がやっているのは終わってしまうし、小中になってくるとどこなのかとか。

ちょっと参考までに言いますと、私が社会人大学院で未就学の方が中心だと話したら、受講生は社会人ですので、ある区の児童発達支援センターの職員の方が、いや、それは違うと言い始めて、「私はちゃんと小学校も行っています」などと言って。ただ、その方はPTなのですね。理学療法士さんなのですよ。だからきっと、小学校に多分、様々な肢体不自由系の課題があって、そこに訪問されているのではないかな。発達障害系だったら多分、学校のほうは、必要はありませんと言う可能性が高いのではないかなとか。

あと、個別給付だから、確かにご指摘のとおりです。学校とか園、受入れ側が了解しないと、これはうまくいくわけないと私も思っているのです。だけど、個別給付なのですよね。だから、支給決定されれば、幼稚園だろうと保育園だろうと小学校だろうと関係なく訪問してしまうわけですよね。これは、制度設計上やはりおかしいような気がしていて。そうなってくると、地域療育は難しい、これまでの地域療育のほうはるかに優れているのではないかなとか、ちょっといろいろな課題が次から次へと芋づる的に起こってくるので、この問題は結構ちゃんと整理しながら進めていく必要があるかなと思って聞いておりました。これは、感想、意見でございますので、特段のことは。何か、事務局もしあれば、よろしくお願いします。

○大場障害福祉サービス担当課長

保育所等訪問支援に出向く職員というのは、福祉職とか、ニーズによってはPT、OT（作業療法士）でもあります。そうすると、そのニーズによって行く職員が違ってくるので、今、先生おっしゃったように、小学校とかに上がっていくと、もしかしたらOT、PTが行くというところの保育所等訪問支援ということも想定されるのかなと思います。実際には、やはり未就学に比べてかなり数は減りますので、こういったニーズがあるのかということと、当然、学校との関係性というのが、学校で解決できるものに行くのか、それとも学校で解決できないものをどういうふうに行くのかという、かなりイメージとしては難しいかなと思っていますので、ほかの自治体の状況も踏まえていきながら、そこは次にいいものができるように考えていきたいと思っております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

どうぞ、北垣委員。

○北垣委員

あと2点ほど。

施策2のところの（2）の「重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確

保」というところで、拡充に取り組みますというところなのですが、例えばどういうことを考えていらっしゃるか。例えば手技を訪看さんに来ていただいて習うとか。聞いていくと、そうやって取り組めるとかということもあるみたいなのですが、例えばそういうのも区のほうが拡充のために情報提供や何かをしてくださるとかというところ、また増えていくこともあるのかなと思っています。

あと、3番目の施策3のところ、医療的コーディネーターの配置等、また、協議会とかもあるので、都の研修とかに出ていますと、やはりバックアップ機能を区がきちんと持っているところはすごくうまく動いているように、各ところからの報告でも感じました。そこが退院時の分かりやすい窓口にもつながっていくかなと思いますので、ぜひそれは、庁内のほうに配置するとかという体制にしていけたらいいのではないかなと思っています。

以上、2点です。

○小澤部会長

ありがとうございました。

要望ほか意見も入っていました。事務局何かありますでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

まず、医療的ケア児を受け入れる事業所の確保についてですけれども、これまで、新規の事業所を開設するときに、区の現状を話し、ぜひやっていただきたいと話すのですが、なかなかハードルが高いというところで、難しいかなと思っています。これは中野区だけの問題ではなくて、ほかの自治体にもそういう問題があると聞いております。ですので、今回、施設を誘致していくというか、事業所を誘致していくのも確かですけれども、今あるところの部分で、北垣委員おっしゃったように、少し情報提供の仕方を広げていくとか、今行っている補助の部分をもう少し拡充させていくとか、いろいろな方法があるので、ハード面と同時に、今できる支援、区としての補助というところを考えていきたいというところで書いているところでございます。

あと、医療的ケア児の協議の場とコーディネーターについては、協議の場は今週1回行う予定でおります。コーディネーターにつきましても、去年は中野区の保健師が受講をしておりますが、相談支援員の方が受けていたり福祉職の方が受けていたり、かなり幅広い方がコーディネーターとしてやっています。区としても、そのコーディネーターをどういうふうに配置していくのか、また、区の職員が受けた場合、それをどう位置づけていくのかは、後ほど(2)のほうに書いてある窓口の一元化というところも含めて、一緒に考えていきたいというところで書かせていただいております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○伊藤委員

保育所等訪問支援の拡充のところで、「未就学児だけでなく、就学児に対しても」というところなのですが、東京都では事業で小学校も中学校も臨床発達心理士を派遣しているというのを聞いているのですが、東京都との連携というのは、何かお考えがあるのでしょうか。

○大場障害福祉サービス担当課長

現在のところ、東京都と何か連携をしていくということでは進めてはいないです。ただ、今、委員おっしゃったように、そういった方法があるのであれば、何かしら進めていく上でアドバイスをいただけることもできるかなとは思っておりますし、区としてどういう支援ができるのかも考えていけるかなと思っておりますので、これからそのご意見を参考にしながら進めていきたいと思っております。

○小澤部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、まだまだ尽きないとは思いますが、もう1つ、これまた大きな審議題がありまして、3番目のところに入らせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。「障害者の就労支援について」ということでございます。事務局にご説明をよろしくお願いし、その後、質疑の時間をとりたいと思っております。

○辻本障害福祉課長

議題3に入ります前に、先ほど私が障害者差別解消のところでご説明が不十分だったところがあったので、補足の説明をさせていただきたいと存じます。

民間事業者による差別的な取扱いがあった場合の区の対応ということなのですが、区民の方から相談を受けた場合、事業者へ申入れをするようなこと、いわば協力をいただくような立場にとどまるということでございます。一方、都におきましては、調停の機能を持っているということがございますので、区といたしまして対応が難しいケースの場合は都の機関を紹介する。そういう対応をしているということでございます。ここを補足しておきます。

それでは、「中野区における障害者の就労支援」ということで、資料に基づきご説明をさせていただきます。

初めに、1の「社会背景」でございます。

障害のある方の就労に関する動向といたしましては、まず、(1)「法定雇用率の変遷」でございます。

令和3年3月に、民間企業におきましては2.2%から2.3%に引き上げられました。また、来年度からは2.5%に引き上げられること、さらには障害者雇用の対象となる範囲の変更などが決まっております、長時間や毎日の勤務が難しい方の就労の機会が広がっていくことが示されているところでございます。

(2)、新型コロナウイルス感染症は、就労や就職している方、両方に影響があったと認識してございます。

また、(3)に記載のとおり、障害者総合支援法の改正におきましても、障害者の就労の機会における環境調整、また企業への助成などが示されてございます。

次、2ページでございます。

2の「障害者基本計画等」ということで、ここでは、国の障害者基本計画の関係部分を抜粋して示してございます。先ほど、冒頭ご紹介をいたしました、第4次、第5次ということで基本的考え方も記載してあったのですが、内容は同じでございました。ただ、主な内容につきまして、この下のほうのアンダーラインのとおり変更されているところでございます。総合的な就労支援に力点を置いた記述となっているものと認識してございます。

次に、3ページでございます。

3「障害者の就労支援の取組み」ということでございますけれども、現状といたしましては、恐れ入りますが4ページの中ほどに円グラフがございますが、ご覧いただきたいと存じます。

就労の状況につきましては、障害福祉サービス意向調査にて毎回尋ねている項目ですが、定期的な収入の有無につきましては、令和４年度調査におきまして、定期的な収入があると回答した方が、コロナ前に比べると激減しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延によります雇止め、就労日数の抑制といった雇用側の課題、度重なる行動制限など、日常生活を維持しづらくなった方の離職などが推測されるところでございます。

次に５ページでございます。

中ほどの４「施策の推進」ですけれども、まず施策の１「就労機会の拡大」におきましては、障害者の一般就労が停滞する状況があったということで、就労支援センター利用登録者数が令和４年度にこれまでの最高値を更新しているところでございます。また、障害者就職者数は令和４年度において回復傾向が見られるところでございます。

次に、施策２「一般就労への支援」につきましては、就労支援センター職員が特別支援学校高等部への訪問等によりまして、在学中から就労後も引き続いて切れ目なく支援できる体制を設けておりますが、感染症の影響を受け、数値につきましては増減をしている傾向が見られるところでございます。

次に６ページでございます。

下のほうの施策３「就労支援事業所における工賃の向上」でございます。こちらにつきましては、共同受注部会における受注件数が令和元年度以降大幅に落ちていたものが令和４年度にかなり増加しているといった傾向が見られてございます。共同受注による実績につきましてはご覧のとおりでございます。

次に、７ページでございますが、③の「自主生産品の販路拡大」につきましては、区役所１階ロビーにおきまして定期的な販売会を開催するなど、障害に係る理解促進の目的と併せて実施をしているところでございます。また、１階の福祉売店につきましては、新区役所移転に向けまして現在準備を進めているところでございます。自主生産品につきましては、事業所利用者の重度化とか高齢化により開発が難しくなっている側面があるということでございますけれども、様々工夫していただいているところでございます。

報告につきましては以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

この就労は、制度の動きも結構ありますので、その意味でまだちょっと見えてないところも多々ありながら、一応、計画に関しましては、今ご説明があったとおりで取り組むという方向でご報告がありました。

以下は、先ほどと同様に２０分程度意見交換、質疑の時間をつくりたいと思いますので、これに関しましても、かなり幅広い中身が入っていますので、いろいろな角度からご意見、ご質問等をいただければありがたいかと思います。よろしくお願いします。

どうぞ、田村委員。

○田村委員

私、ふだん、民間企業の支援をしておりまして、雇用率の上昇というところで、やはり意識が高まってきているのかなとは思いますが、就労の後、定着というところすごく課題を抱えている企業さんあるいは当事者の方が多いというところで、就労後の定着のサポートというのはどういうものが行われているのか聞かせていただきたいと思います。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。事務局よろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

本日、出席もいただいているところなのですが、中野区障害者福祉事業団にいろいろ就労につきまして委託をしているところがございます。企業面接に同行したり、また職場実習にも同行して支援をしたり、さらには就労を継続するため、今ご指摘のとおり、定着支援ということ、生活支援なども含めて、いわゆるジョブコーチといった方が事業団のほうにいらっしゃって、様々な支援をいただいているところがございます。

また、特色ある活動といたしましては、就職されている方の交流や余暇支援ということで、「たまり場」などの開催をいただいているということで、かなり工夫して取り組んでいただいているところがございます。

○田村委員

ありがとうございます。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

何か事業団の話も出ましたけれど、補足いただけるとありがたいのですけれど。

よろしくお願いします。

○波多江委員

基本的には今、障害福祉課長のほうから報告があったとおりなのですが、やはり人を介するサービスであることから、就労支援センターの職員の力量が問われていると日々思っております。何せ、やはり調整する相手が、家族、本人、企業、金融機関、地域から何かあれば地域の方とか、あと医療機関も含めてですよね。なので、非常にバランスをとっていくのが難しいのと、本人に何回もいろいろな指導をしたり助言をしたりしても、やはり忘れてしまうこともあり、それから、感情的に受入れないという属性のある障害の方もいらっしゃるの、アンガーマネジメントの手法とか、様々な工夫しながら、ご本人に仕事をするというのはどういうことなのかということを知っていただくこと自体から始めていくということなので、やりがいがあるのと同時に、やはりスキル面で経験がものをいうような仕事なのかなと正直思っています。

ただ、工夫は様々なさせていただいていますので、本当にお仕事に就かれて長く、10年も20年も勤めていらっしゃる方に対して勤続表彰式をやって表彰していったら、そういう方たちを定期的に、月1回が原則だったのですが、ちょっとコロナで途絶えているところもありますけれども、茶話会のような形とか、ゲームを一緒にやったり、ただおしゃべりをするというコーナーをつくったりしながら、仕事をしながらそこへ参加することが楽しみだったという形で、障害者の方同士の横のつながりですね、そういったことも含めて、就労支援に対しては取り組んでいるところです。雑駁ですけども。

○田村委員

ありがとうございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、中村委員。

○中村委員

一般労働市場の受入れ側については、雇用率が上がるということだったり、雇用助成金とか、いろいろなインセンティブが加えられて、雇用をしやすくなるだろうとは思いますが、どうしても、かなり難しい雇用率の上げ方だなと正直思っています。我々、いわゆる就労移行支援事業というものがサービスの中にあるのですけれども、これは、ほかの施設がどんな状況か分からないのですけれども、東京コロニーの場合には、利用者ゼロの状況がずっと続いているのです。利用すると基本的には出します。出るのですけれども、次の方が入ってこないのですよね。学校から直接企業等に就職するというケースも増えていきますし、就労移行をサービスとして提供しようと思っても、そのニーズがあるのかどうなのかというのが正直言うと把握できていないという状況です。もちろん、就労移行を希望する方がいらっしゃれば徹底的に企業に送り出していくという努力は、恐らく区内でもやっていただける、我々もそやっていかなければいけないと思っているのですけれども、そのニーズがあるのかどうか正直言ってよく分からないというのがまず1点。

それから、企業の雇用が進んだとしても、いわゆる福祉的就労の場というのは継続支援の部分でどうしても残るだろうと思うのです。先ほどあったように、共同受注部会とか優先調達推進法等を利用しながら、工賃を、できるだけ処遇を上げていこうという努力は継続支援の中でやっているのですが、4ページの実態にあるように、平均工賃は本当に微々たるもので、なかなか上げきれない。これは、先ほど言ったように一般労働市場に行く人が増えていくと同時に、施設を利用する人たちは高齢化と重度化が進むのです。ですから、やっている事業に努力すれば努力するほど工賃を上げられないという矛盾を感じながらやらなければいけないというのが、いわゆる福祉的就労の場の実態だろうと思います。

それから、これはちょっと質問なのですが、2ページのところの括弧の「主な内容」のところに書いてある、農業分野の就労支援ということと、これも次の箱の中に書いてあるのですけれども、農業分野での障害者の就労、いわゆる農福連携の推進。これは具体的にどういうことを考えてらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたい。

以上です。

○小澤部会長

非常に現状に基づいた意見と、それから質問事項が入っていますので、事務局よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○辻本障害福祉課長

いろいろ貴重なご指摘ありがとうございました。

ニーズがなかなか把握しにくいということで、私どもも何とかいろいろ情報を集め、また、事業団や各事業所とも連携を図りながらニーズ把握に努めているところでございます。

中村委員ご案内のとおり、特別支援学校卒業生の入所情報連絡会なども開催しまして、いろいろな関係機関が一堂に会して情報共有化をして、今後の卒業生の方の進路等について協議の場を持つようにしておりまして、そういったところも活用しながら、今後もニーズ把握に努めていきたいと考えてございます。

また、福祉的就労に係る課題の認識について、重度化、高齢化して工賃アップも難しいというところはまさにおっしゃるとおりでございまして、就労支援ネットワーク等もフル活用しながら、お知恵を出していただきながら、また昨今では、インターネット販売の取組等も進めている部分もあると聞いておりまして、様々今後も工夫していく必要

があると考えてございます。

最後のご質問ですが、これは、今回掲載させていただきましたのは国の計画の内容から抜粋した内容でございます、今のところ具体的に区として何か取り組んでいるものではございません。今回、国の計画の主な内容ということで取り上げたものでございます。

○小澤部会長

ということですが、よろしいですか。

最後の話は、私、ちょっと足立区の自立支援協議会に関わっていたときに、足立区は、練馬区もそうなのですが、区民農園というのを経営されているんですね。そうすると、農業をどこまで考えるかという話になってきて、そこの管理運営に障害の方を雇用すればある種こういったものに該当するのではないかなどという話が、ちょっとそれに具体的に組み込まれているかという別な話です。アイデアとしては、区の職員さんがそんなことをおっしゃっていたというののもちょっと参考までに言いますと、この農業というところをどういうものをイメージするかによって、多分、農業と一言言っても、サービス産業を含めて相当幅広いので、いろいろな業務分析をすると、障害の方がどう関与するかというイメージを持っていくと、結構幅広い話なのかな。ただ、私もこの中野区に来てよく分かったのですが、練馬区とか足立区はまだそこそこ相当に広い農地があるので、大都会で新宿のすぐそばですので、難しいだろうなとは思いました。

よろしいでしょうか。これはたまたま同じ23区でも、まだまだ農というのが存在しているところもあるので、そことやはりちょっと違いがあるのかなと思いますが、よろしいでしょうかね。

何か事務局ございますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

中村委員ご案内のとおりなのですが、コロニーもみじやま支援センターにおいて、水耕栽培をしていらっしゃいますが、そういったことで農業に関連したことを実施している事例はあるということでございましたので、大変失礼しました。

○小澤部会長

どうぞ、北垣委員。

○北垣委員

福祉的就労、施策3の③「自主生産品の販路拡大に向けた支援」というところなのですが、先日、うちの法人もちょうど記念行事がありまして、皆さん、区内のいろいろな施設から自主生産品を職員向けの記念品として集めて提供したのですが、すごくいろいろなものがあって、いいものがあったんですね。多分、区民の方はご存じないのです。前に就労継続B型にもいたのですが、その区は区内の自主生産品とかB型でできる作業を冊子にして区民向けに配布していただいていたのです。そうすると、注文が実際に自主生産品のも来たりとか、あと、作業とかも、小さい企業さんから「こういうことができますか」という問い合わせが来たりして、区の方は大変だったかなと思うのですが、やはり効果はあったかなとすごく感じていました。すごくいろいろな自主生産品、食べ物から普通の製品まで、区内にいろいろなものがあるので、ぜひ一覧の表とかにして配布していただくと、多分そういう、コロニーさんのとか、もみじやまさんがやっているレタスとか、ああいうのも時々買いに伺わせていただいていますけれ

ど、そういうのも本当、近所の人とかが知っていくといいのではないかなと思うので、販路拡大に向けた支援というのも検討していただけたらと思います。

○小澤部会長

ありがとうございました。

これはご提案も入っていますが、何か事務局のほうでありますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

貴重なご提案ありがとうございます。先ほど申しましたが、障害者福祉事業団においては就労支援ネットワークを運営しており、事業者同士の横のつながりの中で情報交換や連絡を行っており、その中で今のご意見も参考にさせていただきながら取り組んでいければと思います。ありがとうございました。

○小澤部会長

ありがとうございました。

冊子だと、印刷費がかかる。私が知っているところだと、例えばホームページにそのようなものをリンクしておいて、クリックするとそういう生産品が出てくるという、そんなところもあったりするので、ぜひ何かやっていただきたいとありがたいと思いました。

どうぞ、中村委員。

○中村委員

自立支援協議会の中に就労支援部会という部会があるのですけれども、以前、生産活動をやっている施設の商品を紹介しようというパンフレットをつくったことがあるのですよね。もちろんお金が必要になりますから、どのくらいつくったのかちょっと記憶にないのですけれども、今はそれこそ、今の話ではないですけども、区のホームページに一覧で紹介していく。写真等、それぞれの施設に協力していただいて。そういう取組は可能だと思うのです。とにかく知ってもらおうとありがたいなと思います。それから、福祉売店としてしまうと、どうしてもやはり福祉の商品というふうに見られてしまいますから。やはり基本的には商品で勝負すると。行っていいものが購入されると結果的には「障害のある人たちがつくったものですね」というつながりにしていかないと、やはり障害者がつくったからという売り方だと駄目だと思うのですよね。その辺もちょっと工夫が必要かなと思います。

○小澤部会長

ご提案ありがとうございます。

よろしいですかね。

福祉売店とか区役所というのはやはりちょっとね。自治体によっては、例えば、あるとき立川の伊勢丹に行ったら、立川市の関与している売り場が伊勢丹の中にあつたりとかするので、何かそういうことはできないのかなと僕は思ったり。今後、中野駅前が大開発されますよね。激変するだろうと言われているときですから、ぜひ何か区長にも、中野区の激変に合わせてやっていただくとありがたいと思います。

以上ですが、どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

私も販路拡大のところで、意見になるのですけれど、今、小澤先生がまさに言ったと

ころで、中野激変なので、今だったら名前出していいか分からないのですが、例えばマルイとか、いろいろなところに置いていただいたり、地域の皆さんにすぐに目に留まるような工夫が必要かなと考えます。

私、特別支援学校の高等部が長くて、たくさん作業学習もやってきたものですから、その中で、やはりデザイナーさんを入れるだけで、パッケージから見せ方から違ってくるのですよね。なので、印刷のお金を使うのだったら、そういったところに少しお金を使って、見え方というのですかね、同じ商品、製品でも、そういったところの工夫をすることも大事ではないかなと。また、それが目に留まる、触れる仕組みというところで、今はもう皆さんすごくネットで検索されますので、ポチッとやるとそこに見えて、見えたところが非常にすてきだなと思えるような、何か若い方にもちょっと目に留まるような。そういったところでは、やはり、デザイナーさんとか、そういった方の少し力を借りるとか、少し幅を広げた連携というのも福祉のところにも入れていくという考え方はどうだろうかというのが1つです。

もう1つは、私、特例子会社のほうにジョブコーチで入ったりすることもあるものですから、最近では、特例子会社、それから一般企業にも、いわゆる総務のところに着支援課、障害の方のための部署があって、そこに会社内のジョブコーチというのが割と定着している率というのが多くなってきていますので、中野区の事業団のたくさんの機能とか、こうやってくださっていることとか、何ができるのか、何をしているのか、啓蒙という意味でも、しっかりとこれも見える化したほうがいいのではないかなとちょっと思っています。

また、近くでは、早稲田のゆたかカレッジですか、あのあたりでは、就労移行と就労継続と組み合わせて大学のような機能にして、たくさん卒業後の人たちを取り込んでいるのですよね。そういった多機能にいろいろしながら組み合わせてやっている。いろいろな事業所がいろいろな考え方でやって、やはり廃りもあるでしょうけれども、人が集まってくるといふところがあるので、こちらの就労移行のところも、ニーズはあると思うのです。その取り組み方というのか、見せ方というのか、やり方というのか、ちょっとそういったところの工夫はまだまだ余地があるのではないだろうかと考えます。

農業分野のところでも、私も水耕栽培を見せていただきましたけれど、中野区は何か伝統工芸はなかったのでしょうか。

○辻本障害福祉課長

あります。

○伊藤委員

何かそういった中野区の伝統工芸を取り入れたような農作業、種とか製品とか、それをおしゃれにはないですけど、そんなことで、この中野区との宣伝の連携みたいなものも、もちろん農福連携もすごくすばらしいなと思うのですけれど、中野区ならではのものとの組み合わせというのかな、そんなこともいいのではないかなんて、いろいろ雑多に思いました。

○小澤部会長

ありがとうございました。

上西委員よろしいですか。

○上西委員

いくつか水を差すようなことも申し上げてしまうのですけれども、まず、今、うちの

城山のほうの「ココラン」というお菓子は、「Farm do」というマルイの1階の奥のところに置かせていただいています。一般のものの中に混じっていますので、障害を持った人たちがつくっているとは分からずに手にとる方とか、1回食べていただいた方からいろいろなところでご注文いただくのですけれども、数がやはり限られます。それから、一般のところに出すと、中間マージン33%かな、かなり多額のものがかったり、ここのところインボイス制度のところで、取引のところで、非常に最終的な授産の分野での計算の難しさというのは出てくるということをちょっと補足でお話をさせていただきました。

確かに入所情報連絡会のところで就労移行のところは、コロニーさんだけではなく、各ところ、本当に一時は人がたくさんいらしたのに、今は0とか1とかというのは事実でございます。それから、自立訓練のほうによく大学のような形で売り込みもありますけれども、自立訓練2年、それから就労移行2年、学校卒業するときに進学校等でお勧めになるところもございますけれども、出た後、就労ができるかどうか。夢のように学生時代を過ごすことを目的に行かれるのですけれども、正直なところ、その後、どこにも定着しないという形が多いというふうにも伺っております。これも、10年前は言い過ぎかもしれませんが、その形の話聞いて結構たちますので、ある意味、少し結果が出ているのかなと思っています。

私が知っているのは本当に知的障害の分野が多いのですけれども、ちょうどこの障害福祉サービスの意向調査のところで、36ページになりますけれども、障害種別のところで上位5項目、平日の日中の過ごし方というところを拝見しまして、前回もそうだったのですけれども、以前、愛の手帳の所持者の方は、作業所と言われるところ、就労Bとか生活介護のところに通っている方が圧倒的でした。ですので、日中過ごすところがあるというか、皆さん、毎日出かけることができていたのだと思います。今は、自宅で過ごしているというのが1番になっています。ほかの障害もそうですけれども、ご本人の意思の中で、自宅で過ごしていることを選択しているのならいいのですけれども、これは就労した後、家に引きこもりのような形でいるのではないかなということを、1つ心配をしています。

地域ケア会議という、各すこやかのところで開催しているものに出させていただいているのですけれども、障害あるなしに関わらず、引きこもりの問題はたくさんあります。もしかしたら障害をお持ちの方がそのまま家にいてという形があるのですけれども、心痛いかなと思っています。ですので、本当に、まずは特別支援学校を出て1回就業をした人たちがリタイアしたときに心を病んでないのか、それをまたもしかしたら作業所等でサポート、本当にそういう意味でB型は初動したときからその目的も1つあったと思うのですけれども、そういうものが必要なかどうかということもニーズの中で探していかなければいけないということです。

本当に、私の意見は参考というか、意見でしかないのです。

あとは、私は愛媛県の松山市の出身でして、やはり松山のほうにも高島屋といって駅から直結したところがございます。そのデパートの中には、先ほどの立川の伊勢丹と同じように、作業所のコーナーがもう十何年前からできております。非常に一般の方々から見ると障害を持っている人たちの生活が、ハードルが低く見えているのはすてきだなと思いました。

あとは、スーパーがあるのですけれども、そこがなぜか農業との連携というところで、長野県の何とか市、そちらの方でA型事業をやってほしいというので手を挙げて、枝豆を育てる農業を行っています。農業と障害を持った方たちの大規模なことというのは行われることだと思っています。先ほどの伊藤委員のおっしゃっていた中野区の伝統工芸というのも、就労部会のほうでも何かお話があったと聞いておりますので、少し調べ

て。そちらのほうから申出があって、でもなかなか進まないのだけれどもなんていう話を就労部会に出ている職員から聞いたことがございますので、何か少し動きが見えたらなと思います。

○小澤部会長

よろしいでしょうか。

いろいろとご意見が入っていましたので、これは意見ということでございますが、いろいろと事務局のほうも参考にさせていただけたら大変ありがたいかなと。

就労に関しましては今、中野区がどう開発で変わっていくかというプラスの話と、もちろん就労は全部うまくいくわけでも何でもないので、非常に大きな課題も一方で存在しているということも含めて、総合的にこういう計画づくりに反映させていくということで、事務局のほうもそう受け止めていただくと大変ありがたいかなと。

個人的には、中野サンプラザで、中野が日本全国であんなにニュースになったのは多分、やはりあれだけ注目されているのだと思い始めたわけですね。私もそのニュースを聞かない日は全くなかったですね。さらに多くのタレントが、あるいは芸能人が、懐かしいとかいろいろな話が入っていたぐらいですから、そのぐらい注目度抜群の話なので。そこに何かこの福祉の話も1枚かんでいただけたら大変ありがたい。そんなことも含めて検討していただけたら大変ありがたいと思いました。

よろしいでしょうか。大体時間が押してしまったので、もしこれ以降、ご意見、ご質問等ございましたら、事務局のほうに直接出していただけたらと思います。もちろん課題も沢山ありますし、それからアイデアも沢山あるかと思いますので、両方を出していただくと大変ありがたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、一応、3番目の議題は以上にしたいと思います。

次は、「その他」事項でございます。事務局のほう、何かございますでしょうか。

○辻本障害福祉課長

事務連絡でよろしいでしょうか。

まずは、第6回障害部会の日程でございますけども、11月14日火曜日の19時からということで決定いたしましたので、ご予定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。

今、事務連絡事項ということで、次回が、普通はあまりあれですけど8月15日という、別の言い方をすると、よその用事があまり入りにくいということで、大変申し訳ないのですけれど、ぜひそこで、いろいろまた次の議題、非常に大事な議題が続きますので、ご意見等いただけたら大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

本日は以上でよろしいでしょうか。

本日は以上で終了になりますので、また、体調管理に気をつけてお過ごしください。よろしくお願いします。終わります。ありがとうございました。

——了——